

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和元年 8 月 27 日（火） 午前 8 時 58 分～午前 9 時 24 分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 参与(兼)児童青少年部長
企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長
環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。報告事項 1「狛江市と第一生命保険株式会社との包括連携協定の締結について」を報告してください。

部 長 8 月 19 日付けで、第一生命保険株式会社と本協定を締結しました。

協定内容は、健康増進に関することやワーク・ライフ・バランスの推進に関すること等、多岐に渡る分野について、相互の連携を通じて、市民サービスのより一層の向上を図るものとなっています。協定締結により、2「具体的な取組内容」に記載されている内容について、原則無料で協力いただけることとなっています。

まず、(1)「講師派遣」について、健康増進や産業振興等に関する講演やセミナーを開催する際、講師派遣の協力をいただくことができます。なお、例⑥「スポーツ選手によるランニング教室の実施」のようなスポーツ振興や教育に関する内容もある等、幅広い分野について協力いただけるものとなっています。

(2)「ブース出展」について、市の主催する事業に併せて、健康増進に関するブース出展の協力をいただくことができます。例えば、例②のように、女性向け健康チェックブースの出展を依頼した場合は、肌年齢測定や血管年齢測定に関する機器を用意していただけるとともに、その測定結果に対する助言等を行うスタッフを派遣していただくことができます。

(3)「アンケート」について、アンケートの実施やチラシの配布について協力をいただくことができます。内容については特定の分野に限定するものではなく、各種検診、女性活躍に関するものや、防災防犯に関するもの等、相談に応じて対応いただくことができます。なお、戸別訪問での実施になることから、郵送で実施するアンケートと比較して期間を要するとのことですが、結果の集計まで協力いただけます。

(4)「作文、川柳」について、行政課題等をテーマとした作文や川柳に

関するコンクールについて、用紙の印刷から集計まで、事業の大部分について協力をいただけます。

本件については、プレスリリースを予定しており、また、広報こまえ 10 月 1 日号で周知を行います。

また、本協定を活用したキックオフイベントとして、10 月 23・24 日に開催する健康測定会において、肌年齢測定や血管年齢測定を行うことができる健康チェックブースを出展いただく予定となっています。このキックオフイベントについても、広報こまえ 10 月 1 日号において周知する予定です。

最後に、本協定は包括連携協定ということで、多岐に渡る分野での連携が可能であり、全庁的に広く活用が見込めるものとなっています。各部署においては積極的な活用を御検討ください。

- 市長 本件について、質問等ありますか。
- 参与 事業実施の際は、どの部署へ相談すれば良いですか。
- 部長 政策室へお願いします。
- 部長 他市でも同協定を締結していますか。
- 部長 多摩 26 市では、町田市に次いで狛江市が 2 市目の締結です。
- 部長 先方の予算等の事情もあると思うので、先行してやれる事業であれば積極的に取り組んだ方が良いと思います。
- 市長 同社は古くから市内に営業所があり、市に愛着を持っていただいていることから、協定の話をしていただきました。市民サービスに寄与する事業として展開できると思うので、活用をお願いします。
- 部長 報告を了承とします。続いて報告事項 2 「統計こまえ（平成 31 年度版）発行に向けた見直し方針について」を報告してください。
- 部長 毎年度発行している統計こまえについて、市民に可能な限り最新の情報を提供するため、平成 31 年度版の発行に向けて見直しを行うこととしました。具体的な方針は資料のとおりですが、制度・事業そのものが廃止されているものや、名称・表現が古いもの、長期で実績のないもの等について整理するとともに、可能な限り決算資料等に合わせ、直近の情報を提供できるようにします。
- また、発行時期を後ろ倒しすることにより、前年度の数値を活用していたものを当該年度の数値に変更する等、直近の情報を提供できるよう整理します。例えば、平成 30 年度版で 29 年度の情報を掲載していたものを、31 年度版であれば 30 年度の数値ではなく、31 年度の数値を掲載できるよう整理します。
- なお、平成 30 年度版についても別途通知を発出する予定ですが、決算資料等との整合を図り、数値に齟齬がないよう改めて確認するとともに、確

認した根拠資料を提出いただくようお願いします。

市 長 発行済みの 30 年度版について、修正や差替えを行いますか。

部 長 数値の根拠資料の提出をお願いする予定で、それらを反映して修正します。

市 長 既に購入した方への対応もお願いします。

報告を了承とします。続いて報告事項 3 「終礼制度の試行実施について」を報告してください。

部 長 平成 24 年 9 月から、組織内におけるコミュニケーションの活性化を図るとともに、働きやすい組織風土の醸成を目的として朝礼に取り組んできましたが、ワーク・ライフ・バランスの推進や市民サービスの向上を目的として、この度、終礼制度の試行実施を行います。

概要について、全課を対象とし、9 月 2 日から 9 月 30 日まで実施します。朝礼同様、課単位で行い、所属長も参加してください。また、実施時間は、閉庁時間後の午後 5 時から午後 5 時 15 分までとします。閉庁時間後に行うことから、原則として嘱託職員及び臨時職員は参加しないこととします。当該職員が退庁できるよう十分に配慮するとともに、必要な情報提供は庁内グループウェアを活用する等、伝達に漏れのないようにしてください。朝礼については、係単位で着座のまま挨拶のみ行う等、窓口業務に支障がないように行ってください。

業務の都合等で午後 5 時の時点で自席にいないことができない職員がいることが想定されますが、これを機に業務のスケジュールの見直しを図り、ワーク・ライフ・バランスの改善を進めていただきたいと思います。

また、試行期間終了後においても、職場の状況に応じて終礼を実施してもらいたいと考えています。また、職場の状況に応じて朝礼に戻すことは構いませんが、市民サービスに支障がないようにしてください。

なお、試行期間終了後に、職員課まで所定の様式で終礼に係る報告書の提出をお願いします。その結果を取りまとめ、庁内で共有する予定です。それらの内容を踏まえ、最終的には各課で終礼、朝礼のどちらを実施するのかの判断していただくこととなりますが、その際には改めて職員課から照会をするため、協力をお願いします。

市 長 私も以前から朝礼・終礼は行うべきと考えていたので、現在の朝礼は良いことだと思います。しかしながら、午前 8 時 30 分からは窓口でお客様をお待たせしてしまうため、午前 8 時 20 分から朝礼を行って午後 5 時 5 分までを就業時間とすることも考えました。

しかし、結果的に終礼制度の試行実施に決定した理由としては、第一に、その日にあった出来事・問題を共有できること、第二に、残業する職員がそ

の時点で申し出ることにより、同じ課内の職員が仕事の進捗状況を共有することができる考えたからです。もし残業する職員がいれば、皆で協力して早く終わらせることや、もしくは、翌日に持ち越すという判断も可能となります。また、外出している職員も終礼に間に合うように仕事の段取りを組むようになることで、午後5時15分に仕事を終わらせる意識を持ってもらうという意図もあります。これを機に、仕事のやり方を内部で検討するようにしてください。

報告を了承とします。続いて報告事項4「学校給食費保護者負担額の改定について」を報告してください。

部長 5月30日付けで教育長から狛江市立学校給食費検討会会長に対し、「狛江市立学校給食費に関して意見を求めることについて」依頼があり、それを受けて狛江市立学校給食費検討会を5月30日、6月28日及び7月12日の計3回開催し、検討を行い、7月16日付けで狛江市立学校給食費検討会意見書が教育長に提出されました。

同意見書において、平成26年4月の消費税率の引上げに伴い、給食費を消費税相当分引き上げる改定を行いましたが、実質的な引上げは11年9月の改定以降行っておらず、その間の物価上昇に対して現場努力だけでは対応しきれなくなっていることから、資料のとおり改定することが適当であるとの意見が出されました。

これを受け、8月8日開催の令和元年狛江市教育委員会第8回定例会において狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の改正が承認されたことから、令和2年4月1日から、小学校及び中学校の学校給食費保護者負担額を資料のとおり改定します。

市長 報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

部長 行政提案型市民協働事業のテーマ募集についてです。

この度、令和2年度実施に向けたテーマ募集を行います。

いただいたテーマについては、庁議において審議いただき、その後、広報こまえ等で広く市民団体へ募集をしていきます。応募のあった事業については、市民参加と市民協働に関する審議会での審査等を経て、協働団体及び事業内容を決定します。実際の事業実施は令和2年度です。

また、テーマの設定に当たっては、必ずしも新たな事業を企画・立案いただく必要はありません。平成28年度からこまえくぼ1234が市民活動団体の支援を行っているように、現在は、行政が事業の企画から実施まで全てを担うのではなく、市民のアイデアや知恵を募り、地域の力を活用しながら進めることが必要不可欠となっています。既に実施している事業の中にも、

こうした地域の力をうまく活用することで、より効果的・効率的に実施できる事業があると考え、こうした観点からテーマ設定をお願いできればと思います。テーマの設定に当たっては、団体と協働して企画・実施できるような事業内容となるようにしてください。

庁議後に、募集の事務連絡を発出するため、該当事業がある場合、10月11日までに政策室へ連絡をお願いします。

市長 令和2年度は市制施行50周年を迎えるため、冠事業として実施することも可能です。企業や団体が市制施行50周年の記念事業を実施する場合、ロゴマークやのぼり旗を使用できるよう、例規を整備する予定はありますか。

部長 整備に向けて検討します。

部長 市制施行40周年の際も、企業等に事業を募集したため、当時の資料を参考にするようにしてください。

参与 市制施行40周年の際には、年間行事のパンフレットも作成しています。

市長 その他何かありますか。

部長 平成31年度市民税・都民税の当初課税データの入力漏れに対する処分についてです。

6月19日の庁議で報告のあった平成31年度市民税・都民税の当初課税データの入力漏れについて、主たる要因が組織としてのチェック体制が不十分であったことから、8月20日に所属課長に対し文書訓告を行うとともに、関係職員に対し厳重注意を行いました。

なお、今回の処分は懲戒処分に当たらないことから、狛江市職員の懲戒処分等に関する指針に定められた公表基準に該当しないため、広報こまえ及び市ホームページでの公表は行いませんが、市民に多大な迷惑をかけたことから、各職場においても十分に注意喚起していただくために、報告しました。

決算審査の講評での口頭指摘事項にもあったように、何らかのミスがあった際は、組織で情報共有するとともに、マニュアルに記録して再発を防ぐようお願いします。

また、人事評価での職務行動記録には、ミスをしたことや特筆すべき行動をしっかりと記録し、適正な評価をしていただくようお願いします。

市長 その他何かありますか。

部長 第20回使用済小型家電イベント実験回収実施についてです。

アンケートに協力いただける市民の方を対象に、家庭で使用していた家電製品を回収する本事業を、市役所市民ひろばで10月27日午前10時から午後2時まで実施します。周知については、広報こまえ10月1日号、こまeco通信、市ホームページ、ツイッターへの掲載の他、市内掲示板、各地域センター、社会福祉協議会、シルバー人材センター及び市駐輪場等へのポスター

掲示及びチラシ配布により行います。

市 長 他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、9月3日午前9時から開催します。